

令和5年度 中央本線に関する要望書

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 八王子支社長 内田 英志 様

相模原市公共交通整備促進協議会

鉄道輸送力の増強、公共交通の整備促進をはじめ、本協議会の活動につきまして、平素から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、中央本線が運行されており、市民72万人の通勤・通学をはじめとした生活交通として、重要な路線となっており、貴社におかれましては、市民の生活を支える公共交通として、輸送計画の改善などにより、市民の利便性の向上が図られていることにつきまして、深く感謝申し上げます。

これまでも輸送力増強や利便性の向上等に御尽力いただいているところでございますが、市民からは、相模湖・藤野地域から東京・横浜方面への通勤・通学の利便性向上や本市の観光拠点である両地域へのアクセス性向上のための運転本数の増加などの御意見を数多くいただいております、さらなる輸送計画の改善が求められております。

一方、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」となったものの、生活様式の変容や、今後も懸念される大規模な地震や風水害への対応など、鉄道を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、今後も鉄道の安全輸送・安定経営を確保していくためには、鉄道事業者と行政が鉄道の利便性向上と沿線のまちづくりを一体となって進め、ともに発展していくことが必要であると考えております。

このような事情を御賢察いただき、次頁からの要望事項につきまして、御高配を賜りますようお願いいたします。

また、鉄道利用者の安全や鉄道の安定輸送を確保するため、高齢者、障害者に配慮した駅施設の整備やバリアフリーに関するソフト施策の推進等、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月27日

相模原市公共交通整備促進協議会

会 長 相模原市長 本村 賢太郎

要望事項一覧

- | | |
|---|----------|
| 1 輸送計画の改善 | 1 |
| (1) 高尾駅における乗換利便性の向上 (一部変更) | |
| (2) 運転本数の増加 (継続) | |
| 2 駅施設の整備等 | 1 |
| (1) ホームドアの設置及びC Pライン等の整備 (一部変更) | |
| (2) 藤野駅ホームの屋根の増設 (継続) | |
| 3 その他 | 2 |
| (1) 身体障害者手帳・療育手帳交付済「証明書」による運賃割引の適用 (継続) | |
| (2) 精神障害者への運賃割引制度導入 (継続) | |

1 輸送計画の改善

(1) 高尾駅における乗換利便性の向上(一部変更)

相模湖駅及び藤野駅は、東京・横浜方面への通勤・通学客が多く利用しておりますが、一部の列車が高尾駅止まりのため、利用者は乗換えが必要であるなど不便をきたしております。

同一ホームでの乗り換えが可能なダイヤ設定にするなど、乗換の利便性向上を図るとともに、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に、東京・大月の各方面へ運転区間を延長されますよう要望いたします。

(2) 運転本数の増加(継続)

ダイヤ改正のたび、輸送計画の改善に努めていただいているところでありますが、相模湖駅及び藤野駅を発着する電車の運転間隔が30分以上の時間帯があり、利用者にとっては不便な状況となっております。

また、相模湖・藤野地域は、四季を問わず美しい森と湖をメインに大自然の移り変わりを満喫できる、都心から近い観光の拠点となっております。

利用者の利便性向上及び観光振興・観光拠点へのアクセス向上のため、運転本数の増加を図られるよう要望いたします。

2 駅施設の整備等

(1) ホームドアの設置及びCPライン等の整備(継続)

ホームドアにつきましては、利用者の安全性確保の点から相模湖駅及び藤野駅にも早期に設置していただくよう要望いたします。転落防止施設の整備が困難な場合は、当面の策としてCPラインの整備、線路への転落時の対応としてホームステップ、転落検知マットの設置など、安全対策についても引き続き取り組まれるよう要望いたします。また、混雑が見込まれるホームにつきましては、ホームの拡張を行う等、転落防止につながる取組もお願いいたします。

併せて、ホームと車両との段差及びすき間の解消につきましても、ホームのかさ上げや、プラットホーム縁端部へのくし状ゴムの設置など、引き続き取組をお願いいたします。

(2) 藤野駅ホームの屋根の増設(継続)

藤野駅ホームの屋根につきましては、屋根延長が1両半程度と不十分であり、また、ホーム幅も狭いことから、雨天時等にはホームが大変混雑する状況となっております。

つきましては、ホーム屋根の更なる延長増設に取り組んでいただきますよう要望いたします。

3 その他

(1) 身体障害者手帳・療育手帳交付済「証明書」による運賃割引の適用(継続)

本市では、障害者が手帳を紛失した際、再発行までの間、手帳交付者であることを証明する「証明書」を発行しておりますが、現在、運賃割引の適用条件は、身体障害者手帳又は療育手帳原本、障害者手帳アプリ「ミライロID」の呈示とされており、市が発行する身体障害者手帳・療育手帳交付済の「証明書」は対象となっております。また、「ミライロID」は視覚障害等により、スマートフォンの使用が難しい場合があるほか、未だ普及率が低い状況となっております。

つきましては、障害者が手帳紛失時でも安心して公共交通機関が利用できるよう、手帳交付済「証明書」の呈示の際も、運賃割引を適用していただきますよう要望いたします。

(2) 精神障害者への運賃割引制度導入(継続)

現在、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方を対象とした運賃割引制度が実施されておりますが、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は対象となっております。

本国が批准した「障害者の権利に関する条約」の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」とされており、障害種別を問わない平等な施策の実施が重要であると考えております。

また、相模原市議会において、「精神障害者の交通運賃割引の適用を求めることについて」の陳情が提出され、適用を求める意見書を国へ提出しております。

つきましては、障害者が移動をする際の公共交通機関の役割は必要不可欠なものであり、移動に係る費用負担の軽減は、社会参加の促進にも繋がることから、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を対象とした運賃割引制度を導入されますよう要望いたします。